

文京区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和8年3月27日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	岡崎義顯

# 令和7年度定期監査(事務監査)及び財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）及び令和6年度文京区監査基本計画に基づき、下記のとおり定期監査(事務監査)（以下「事務監査」という。）及び財政援助団体等に対する監査を実施した。

### 1 監査の実施期間

#### (1) 事務監査

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

#### (2) 財政援助団体等監査

令和7年10月1日から令和8年2月26日まで

### 2 監査の対象及び実施日

#### (1) 事務監査

以下のいずれかに該当する団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）及びリスクの状況を踏まえ、団体を指導監督する区の所管課を選定した。

ア 令和6年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体（以下「補助金等交付団体」という。）

イ 令和6年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体（以下「出資団体」という。）

ウ 令和6年度の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）

区分	所管課	対象団体	実施日
補助金等 交付団体	区民課	日立自動車交通株式会社	9月26日～ 10月10日
	高齢福祉課	公益社団法人 文京区シルバー人材センター	
	児童青少年課	株式会社ベネッセスタイルケア	
出資団体	アカデミー推 進課	公益財団法人文京アカデミー	9月12日～ 9月29日
指定管理者	区民課	株式会社オーエンス	9月1日～ 9月12日
		株式会社日本保育サービス	
	児童青少年課	株式会社日本保育サービス	9月12日～ 9月29日

## (2) 財政援助団体等監査

以下のいずれかに該当する団体のうち、財政援助団体等監査実施標準及びリスクの状況を踏まえ、団体を選定した。

ア 出資団体

イ 指定管理者

区分	対象団体	実施方法	実施日
出資団体	公益財団法人文京アカデミー	実地	1月23日
指定管理者	株式会社オーエンス	実地	11月19日
	株式会社日本保育サービス	実地	12月2日
	株式会社日本保育サービス	実地	12月9日

## 3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

### (1) 事務監査

ア 補助金等交付団体

(ア) 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。

(イ) 補助金交付要綱は、整備されているか。

(ウ) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は、明確にされているか。

(エ) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期等の処理手続は、適正に行われているか。

(オ) 補助金交付の効果及び交付条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。

(カ) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 出資団体

(ア) 出資者としての権利行使は、適切に行われているか。

(イ) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

(ア) 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(ウ) 協定は、適切に締結されているか。

(エ) 指定管理者の管理運営に対する評価・検証は、適切に行われているか。

### (2) 財政援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 寄附行為、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

(イ) 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

(ウ) 会計経理及び財産管理は、適切に行われているか。

(エ) 帳簿の整備・記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備・保存は、適正に行われているか。

イ 指定管理者

- (ア) 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。
- (イ) 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。
- (ウ) 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (エ) 個人情報保護等の情報管理体制に漏れはないか。

#### 4 監査の方法

(1) 事務監査

ア 補助金等交付団体及び出資団体

事前に監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

イ 指定管理者

事前に監査調書、指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

(2) 財政援助団体等監査

ア 出資団体

事前に団体の概要、定款、規約、規程及び出納その他の関係書類の提出を求め、補助金等の執行状況について会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。監査当日は、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

イ 指定管理者

事前に団体の概要、定款、規程等の提出を求め、監査当日は、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。あわせて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

## 第2 監査の結果

監査の対象となった団体を指導監督する所管課が行った財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（事務監査対象）及び対象団体が受けている財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（財政援助団体等監査対象）について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査を行ったところ、おおむね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、早急に改善を図るため、原因と内部統制の対応について、団体及び所管課において講じた措置を報告されたい。

なお、複数の団体及び所管課において、帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記等があった。これらの注意・改善すべき事項については、監査の際、その都度口頭等により指導した。

監査の対象とした団体・所管課、団体に対する交付金名及び交付金額等並びに

指摘事項等は、以下のとおりである。

### 1 日立自動車交通株式会社・区民課

(1) 交付金名及び交付金額（令和6年度決算額）

ア 文京区コミュニティバス運行事業補助金	135,480,000 円
イ 文京区コミュニティバス車両購入等補助金	112,191,000 円

(2) 補助目的

区コミュニティバス「Bーぐる」の安定的な運行を推進するため、必要な経費及び新規に購入するコミュニティバスの車両購入等費用の一部を補助する。

### 2 公益社団法人文京区シルバー人材センター・高齢福祉課

(1) 交付金名及び交付金額（令和6年度決算額）

ア 文京区シルバー人材センター事業補助金	55,645,763 円
イ 文京区シルバーお助け隊事業助成金	271,300 円
ウ 文京区介護施設お助け隊事業助成金	11,623,950 円

(2) 補助目的

区内における健康で働く意欲のある高齢者の方々を支援し、社会参加の促進及び高齢者等の日常生活の安定を図るため、事業に要する経費の一部を補助する。

### 3 株式会社ベネッセスタイルケア・児童青少年課

(1) 交付金名及び交付金額（令和6年度決算額）

ア 文京区民間学童クラブ運営費補助金	150,767,460 円
イ 文京区民間学童クラブ施設整備事業補助金	1,927,000 円

(2) 補助目的

ア 事業の利用を必要とする児童の受入先を確保するとともに、保育ニーズに対応するサービス提供の機会を図り、児童福祉の増進に資することを目的とし、民間事業者が児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する施設の運営に要する経費の一部を補助する。

イ 放課後児童健全育成事業の利用を促進し、児童の健全な育成に資することを目的とし、民間事業者が児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備に要する経費の一部を補助する。

### 4 株式会社オーエンス・区民課（交流館）

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和6年度決算額）

文京区立白山交流館・文京区立千駄木交流館	26,735,070 円
----------------------	--------------

(2) 意見

文京区立白山交流館の实地監査において、故障したエアコン及び給茶機が撤去されず残置されており、さらに男子トイレの便器が2か所故障していた。指定管理者及び区は連絡を密にし、修繕の分担等を明確にし、区民の交流活動が活発に行えるよう区民施設の環境整備に注力されたい。

## 5 株式会社日本保育サービス・区民課（交流館）

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和6年度決算額）

文京区立目白台交流館・文京区立根津交流館 30,070,600 円

(2) 意見

文京区立根津交流館の实地監査において、故障した給茶機が撤去されず残置されていた。区は、指定管理者からの申入れに対し、早急に対応し区民施設の環境整備に努められたい。

## 6 株式会社日本保育サービス・児童青少年課（児童館）

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和6年度決算額）

文京区立根津児童館・文京区立目白台第二児童館 59,574,244 円

## 7 公益財団法人文京アカデミー・アカデミー推進課

(1) 交付金名及び交付金額（令和6年度決算額）

公益財団法人文京アカデミー補助金 81,028,104 円

(2) 補助目的

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する費用の一部を補助する。

(3) 出資金額

200,000,000 円

(4) 公の施設名及び指定管理料（令和6年度決算額）

響きの森文京公会堂、文京シビックセンタースカイホール、アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石、アカデミー茗台  
232,788,326 円

(5) 指摘事項

ア 出資団体

公益財団法人文京アカデミーの監査において、近接地外宿泊研修旅費の片道の閑散期割引200円を適用せずに算定した算定誤りによる補助金の誤請求が確認された。

令和6年度の監査においても、近接地外宿泊研修旅費の算定誤りにより、食卓料1,760円の補助金の誤請求が生じており補助金を返還している。少額ではあるが、2年連続で同一の旅費の算定誤りによる補助金の返還であることから、公益財団法人文京アカデミーにおいては、旅費の適正な支給及び本人による支払い実績との照合も確実にを行い、適正な執行に努められたい。

イ 所管課

所管課においては、2年連続で旅費の算定誤りに起因する補助金の返還が生じた状況に鑑み、旅費をはじめ補助対象経費が適正に執行されるよう、必要な助言・指導等を行われたい。